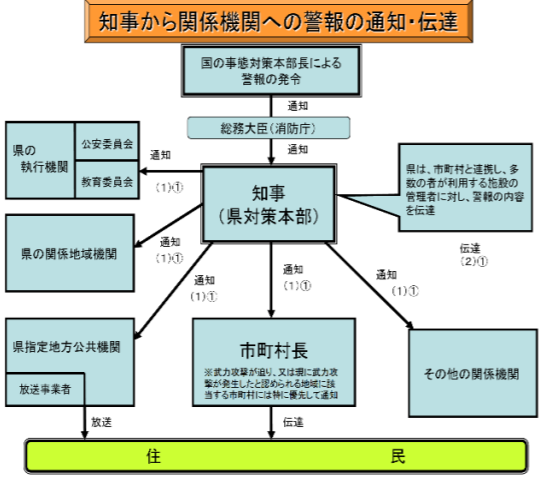
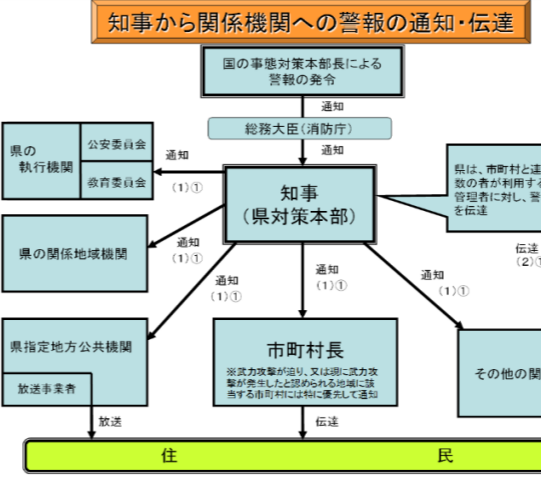
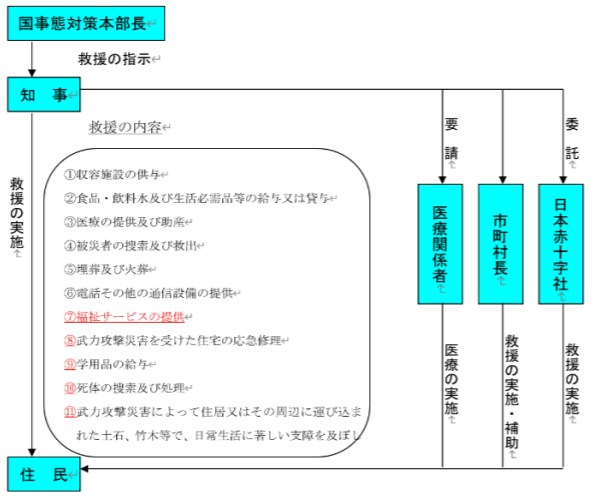
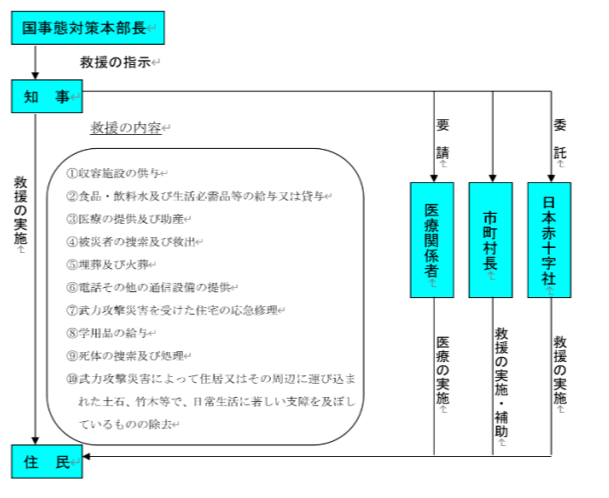


新潟県国民保護計画 変更素案 新旧対照表

一連番号	該当ページ/ 該当箇所	項目名	変更案	現行	変更理由
1	P.13 第1篇第3章第2	各機関の事務又は業務の大綱	【指定公共機関及び指定地方公共機関】 <u>日本医師会</u> 病院 その他医療機関	【指定公共機関及び指定地方公共機関】 病院 その他医療機関	指定公共機関の追加に伴う変更
2	P.27 第2編第1章第6	医療提供体制の確保	<u>6 医療提供体制の確保</u> <u>県は、武力攻撃事態等において、保健医療福祉活動に従事する者の派遣調整、保健医療福祉活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整を遅滞なく行うための体制の整備に努める。</u>	追加	国民の保護に関する基本指針の変更に伴う記述追加
3	P.41 第2編第5章第2(3)	訓練に当たっての留意事項	<u>⑦県は、国民保護措置についての訓練や研修会等を実施する際は、指定公共機関及び指定地方公共機関に対して参加の呼びかけ等を行うよう努める。</u>	追加	国民の保護に関する基本指針の変更に伴う記述追加
4	P.43 第2編第6章第2(1)	基礎的資料の準備	【県対策本部において集約すべき基礎的資料】 ・避難のために集約した資料に加えて、次の資料を基礎資料として特に準備 ○ 収容施設(避難所(長期避難住宅及び宿泊施設を含む。))及び応急仮設住宅)として活用できる土地、建物等のリスト <u>(※ 特に、長期避難住宅及び応急仮設住宅として活用できる賃貸住宅等)</u> ～ <u>○ 避難生活において配慮を必要とする高齢者、障がい者、乳幼児等を収容する福祉避難所として活用できる社会福祉施設、宿泊施設のリスト</u>	【県対策本部において集約すべき基礎的資料】 ・避難のために集約した資料に加えて、次の資料を基礎資料として特に準備 ○ 収容施設(避難所(長期避難住宅を含む。))及び応急仮設住宅)として活用できる土地、建物等のリスト ～	国民の保護に関する基本指針の変更に伴う修正 ※「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」(以下「救援告示」)に合わせて、ホテル・旅館などの宿泊施設についても、避難所として供与できることを明記
5	P.43 第2編第6章第3(1)	避難施設の指定の考え方	県は、 <u>避難施設の確保に係る基本的な方針及び</u> 区域の人口、都市化の状況、防災のための避難場所の指定状況等地域の実情を踏まえ、市町村と連携しつつ、避難施設の指定を行う。	県は、区域の人口、都市化の状況、防災のための避難場所の指定状況等地域の実情を踏まえ、市町村と連携しつつ、避難施設の指定を行う。	国民の保護に関する基本指針の変更に伴う記述追加
6	P.69 第3篇第2章第2(1)	③統括調整部の分掌事務	※原子力対策班 ・避難・ <u>屋内</u> 退避指示に関すること ・住民等の避難・ <u>屋内</u> 退避及び立入制限の連絡に関すること	※原子力対策班 ・避難・退避指示に関すること ・住民等の避難・退避及び立入制限の連絡に関すること	「新潟県地域防災計画(原子力災害対策編)」P.3と整合を図るため

一連番号	該当ページ／該当箇所	項目名	変更案	現行	変更理由
7	P.80 第3編第5章第1(2)	警報の伝達等	②県は、警報の報道発表については速やかに行うとともに、県のホームページ (https://www.pref.niigata.lg.jp/) に警報の内容を掲載する。	②県は、警報の報道発表については速やかに行うとともに、県のホームページ (http://www.pref.niigata.lg.jp/) に警報の内容を掲載する。	語句修正
8	P.81 第3編第5章第1(2)	警報の伝達等	 <p>知事から関係機関への警報の通知・伝達</p> <p>国の事態対策本部長による警報の発令</p> <p>総務大臣(消防庁)</p> <p>知事(県対策本部)</p> <p>県の執行機関 (公安委員会, 教育委員会)</p> <p>県の関係地域機関</p> <p>県指定地方公共機関 (放送事業者)</p> <p>市町村長 (※武力攻撃が迫り、又は既に武力攻撃が発生したと認められる地域に該当する市町村には特に優先して通知)</p> <p>その他の関係機関</p> <p>住 民</p> <p>(2) ※県は、ホームページ (https://www.pref.niigata.lg.jp/) に警報の内容を掲載</p>	 <p>知事から関係機関への警報の通知・伝達</p> <p>国の事態対策本部長による警報の発令</p> <p>総務大臣(消防庁)</p> <p>知事(県対策本部)</p> <p>県の執行機関 (公安委員会, 教育委員会)</p> <p>県の関係地域機関</p> <p>県指定地方公共機関 (放送事業者)</p> <p>市町村長 (※武力攻撃が迫り、又は既に武力攻撃が発生したと認められる地域に該当する市町村には特に優先して通知)</p> <p>その他の関係機関</p> <p>住 民</p> <p>(2) ※県は、ホームページ (http://www.pref.niigata.lg.jp/) に警報の内容を掲載</p>	語句修正
9	P.85 第3篇第5章第5(2)	避難措置の指示に伴う知事の措置	②避難先地域を管轄する場合 避難措置の指示を受け、避難施設等の供与や救援の準備等、避難住民の受入れのための措置	②避難先地域を管轄する場合 避難措置の指示を受け、避難施設の開設や救援の準備等、避難住民の受入れのための措置	国民の保護に関する基本指針の変更に伴う修正
10	P.87 第3篇第5章第6(4)	国の事態対策本部長による利用指針の調整	自衛隊や米軍の行動と国民保護措置の実施について、道路、港湾施設、飛行場施設等における利用のニーズが競合する場合には、知事は、国の事態対策本部長による道路、港湾施設、飛行場施設等の利用指針の策定に係る調整が開始されるように、消防庁を通じて国の事態対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。	自衛隊や米軍の行動と国民保護措置の実施について、道路、港湾施設、飛行場施設等における利用のニーズが競合する場合には、知事は、国の事態対策本部長による利用指針の策定に係る調整が開始されるように、消防庁を通じて国の事態対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。	国民の保護に関する基本指針の変更に伴う修正

一連番号	該当ページ／該当箇所	項目名	変更案	現行	変更理由
11	P.109 第3篇第10章第1(1)	救援の実施	<p>知事は、国の事態対策本部長による救援の指示を受けたときは、救援を必要としている避難住民等に対し、関係機関の協力を得て、次に掲げる措置を行う。</p> <p>～</p> <p>⑦福祉サービスの提供 ⑧武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理 ⑨学用品の給与 ⑩死体の捜索及び処理 ⑪武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去</p>	<p>知事は、国の事態対策本部長による救援の指示を受けたときは、救援を必要としている避難住民等に対し、関係機関の協力を得て、次に掲げる措置を行う。</p> <p>～</p> <p>⑦武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理 ⑧学用品の給与 ⑨死体の捜索及び処理 ⑩武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去</p>	国民の保護に関する基本指針の変更に伴う追加
12	P.110 第3篇第10章第2	関係機関との連携	<p><u>④事業者との連携</u> <u>県は、救援を実施する際、災害時応援協定等も参考にし、事業者と連携を図るものとする。</u></p> <p>⑤日本赤十字社との連携 ⑥緊急物資の運送の求め等 ⑦指定地方公共機関による緊急物資の運送</p>	<p>(4)日本赤十字社との連携 (5)緊急物資の運送の求め等 (6)指定地方公共機関による緊急物資の運送</p>	国民の保護に関する基本指針の変更に伴う追加
13	P.111 第3篇第10章第2	関係機関との連携	<p>【救助フロー図】</p>  <p>国事態対策本部長 ↓ 救援の指示 知事 ↓ 救援の内容 ①収容施設の供与 ②食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与 ③医療の提供及び助産 ④被災者の捜索及び救出 ⑤埋葬及び火葬 ⑥電話その他の通信設備の提供 ⑦福祉サービスの提供 ⑧武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理 ⑨学用品の給与 ⑩死体の捜索及び処理 ⑪武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去 ↓ 救援の実施 住民</p> <p>要請 委託 医療関係者 市町村長 日本赤十字社 医療の実施 救援の実施・補助 救援の実施</p>	<p>【救助フロー図】</p>  <p>国事態対策本部長 ↓ 救援の指示 知事 ↓ 救援の内容 ①収容施設の供与 ②食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与 ③医療の提供及び助産 ④被災者の捜索及び救出 ⑤埋葬及び火葬 ⑥電話その他の通信設備の提供 ⑦武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理 ⑧学用品の給与 ⑨死体の捜索及び処理 ⑩武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去 ↓ 救援の実施 住民</p> <p>要請 委託 医療関係者 市町村長 日本赤十字社 医療の実施 救援の実施・補助 救援の実施</p>	国民の保護に関する基本指針の変更に伴う変更

一連番号	該当ページ／該当箇所	項目名	変更案	現行	変更理由
14	P.112 第3篇第10章第3(2)	救援に関する基礎資料	<p>【県対策本部において集約すべき基礎的資料】 ・避難のために集約した資料に加えて、次の資料を基礎資料として特に準備</p> <p>○ 収容施設(避難所(長期避難住宅及び宿泊施設を含む。))及び応急仮設住宅)として活用できる土地、建物等のリスト <u>(※ 特に、長期避難住宅及び応急仮設住宅として活用できる賃貸住宅等)</u></p> <p>～</p> <p>○ <u>避難生活において配慮を必要とする高齢者、障がい者、乳幼児等を収容する福祉避難所として活用できる社会福祉施設、宿泊施設のリスト</u></p>	<p>【県対策本部において集約すべき基礎的資料】 ・避難のために集約した資料に加えて、次の資料を基礎資料として特に準備</p> <p>○ 収容施設(避難所(長期避難住宅を含む。))及び応急仮設住宅)として活用できる土地、建物等のリスト</p> <p>～</p>	国民の保護に関する基本指針の変更に伴う修正 ※「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」(以下「救援告示」)に合わせて、ホテル・旅館などの宿泊施設についても、避難所として供与できることを明記
15	P.112 第3篇第10章第3(3)	救援の内容	<p>①収容施設の供与 ・避難所の候補の把握(住民を収容可能な学校、公民館等公的施設、社会福祉施設、<u>国が管理する施設、移動可能な施設、車両等</u>とその用地の把握)</p> <p>～</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>・収容期間が長期にわたる場合の対応(<u>宿泊施設の居室、長期避難住宅等(賃貸住宅及び公営住宅等を含む。)</u>の空室状況の把握及び建設型応急住宅を建設する場合の用地の把握)</p> <p>～</p> <p>・長期避難住宅等の設置のための資機材等に不足が生じた場合の対応(<u>調達が困難な場合の、国等への支援要請</u>)</p>	<p>①収容施設の供与 ・避難所の候補の把握(住民を収容可能な学校、公民館等公的施設、社会福祉施設、<u>設置可能な仮設小屋、天幕等</u>とその用地の把握)</p> <p>～</p> <p>・<u>高齢者、障害者その他特に配慮を要する者に対する福祉避難所の供与</u></p> <p>・収容期間が長期にわたる場合の対応(<u>長期避難住宅等(賃貸住宅、宿泊施設の居室等を含む。)</u>とその用地の把握)</p> <p>～</p> <p>・長期避難住宅等の設置のための資機材等に不足が生じた場合の対応</p>	国民の保護に関する基本指針の変更に伴う変更
16	P.112 第3篇第10章第3(3)	救援の内容	<p>⑥電話その他の通信設備の提供</p> <p>～</p> <p>・<u>通信設備の提供に係る指定公共機関及び指定地方公共機関への協力要請及び国等への支援要請</u></p>	<p>⑥電話その他の通信設備の提供</p> <p>～</p> <p>追加</p>	国民の保護に関する基本指針の変更に伴う追加
17	P.113 第3篇第10章第3(3)	救援の内容	<p>⑦福祉サービスの提供</p> <p>・ <u>避難生活において配慮を必要とする高齢者、障がい者、乳幼児その他の者に関する情報の把握</u></p> <p>・ <u>これらの者からの相談対応</u></p> <p>・ <u>これらの者に対する避難生活上の支援</u></p> <p>・ <u>福祉避難所の設置支援</u></p> <p>・ <u>福祉サービスの提供に係る国等への支援要請</u></p>	追加	国民保護法施行令の改正及び国民の保護に関する基本指針の変更に伴う追加

一連番号	該当ページ／該当箇所	項目名	変更案	現行	変更理由
18	P.113 第3篇第10章第3(3)	救援の内容	⑧武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理 ～ ・住宅の応急修理に必要な資機材が不足し調達が困難な場合の国等への支援要請	⑦武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理 ～ 追加	国民の保護に関する基本指針の変更に伴う追加
19	P.114 第3篇第10章第3(3)	救援の内容	⑨学用品の給与 ～ ・教科書等の給与に係る国等への支援要請	⑧学用品の給与 ～ 追加	国民の保護に関する基本指針の変更に伴う追加
20	P.114 第3篇第10章第3(3)	救援の内容	⑩死体の捜索及び処理 ⑪武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	⑨死体の捜索及び処理 ⑩武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	項目追加に伴う修正
21	P.149 第4編第2章第3(2)	放射性物質と運放出等の通報等	①イ 武力攻撃によって、県の区域内で事業所外運搬に使用する容器から放射性物質等が外部に放出され、又は放出されるおそれがあると認める場合 ～ ・当該事実が発生した場所を管轄する市町村長、 県 警察本部長、消防本部消防長、 新潟 海上保安部長	①イ 武力攻撃によって、県の区域内で事業所外運搬に使用する容器から放射性物質等が外部に放出され、又は放出されるおそれがあると認める場合 ～ ・当該事実が発生した場所を管轄する市町村長、警察本部、消防本部消防長、海上保安部長	語句の修正
22	P.154 第4編第2章第4(4)②	避難の指示	ア 武力攻撃原子力災害が発生し、～ ・予防的防護措置を準備する区域(PAZ)に相当する地域については、直ちに他の地域への避難を指示するものとする。 ・緊急時防護措置を準備する区域(UPZ)に相当する地域については、～ ・UPZに相当する地域外については、UPZに相当する地域と同様の措置を指示するものとする。	ア 武力攻撃原子力災害が発生し、～ ・予防的防護措置を準備する区域(即時避難区域(PAZ))に相当する地域については、直ちに他の地域への避難を指示するものとする。 ・緊急時防護措置を準備する区域(避難準備区域(UPZ))に相当する地域については、～ ・避難準備区域(UPZ)に相当する地域外については、避難準備区域(UPZ)に相当する地域と同様の措置を指示するものとする。	「新潟県地域防災計画(原子力災害対策編)」の表記と整合を図るため

一連番号	該当ページ／該当箇所	項目名	変更案	現行	変更理由
23	P.154 第4編第2章第4(4)③	退避の指示	ア 市町村長は、原子力発電所に対する武力攻撃の事実を発見した場合等、国の避難措置の指示を待ついとまがないときは、必要と認める地域の住民に対し、 知事の避難の指示 を待たずに退避の指示を行うとともに、その旨を知事に通知するものとする。	ア 市町村長は、原子力発電所に対する武力攻撃の事実を発見した場合等、国の避難措置の指示を待ついとまがないときは、必要と認める地域の住民に対し、 避難指示 を待たずに退避の指示を行うとともに、その旨を知事に通知するものとする。	語句修正(主語の追加)
24	P.155 第4編第2章第4(6)	環境放射線モニタリングの実施	県は、武力攻撃原子力災害が発生した場合には、県民等の生命及び身体を保護するため、次に掲げる環境放射線モニタリングの強化等を行い、住民の避難または 屋内退避 、～	県は、武力攻撃原子力災害が発生した場合には、県民等の生命及び身体を保護するため、次に掲げる環境放射線モニタリングの強化等を行い、住民の避難または 退避 、～	語句修正
25	P.155 第4編第2章第4(7)	原子力災害医療の実施	①実施体制 県は、～必要に応じて 住民検査班 、～	①実施体制 県は、～必要に応じて スクリーニング班 、～	「新潟県地域防災計画(原子力災害対策編)」の表記と整合を図るため
26	P.155 第4編第2章第4(7)	原子力災害医療の実施	③原子力災害医療活動の実施 ア 初期対応 ・ 住民検査班 は、必要に応じて～住民等が避難区域等から避難する際に、住民等の 避難退域時検査 及び除染等を行うとともに～	③原子力災害医療活動の実施 ア 初期対応 ・ スクリーニング班 は、必要に応じて～住民等が避難区域等から避難する際に、住民等の スクリーニング 及び除染等を行うとともに～	「新潟県地域防災計画(原子力災害対策編)」の表記と整合を図るため